

証券コード 9258

(発送日) 2023年12月7日

(電子提供措置の開始日) 2023年12月1日

株 主 各 位

東京都港区芝浦四丁目13番23号

株 式 会 社 C S - C

代表取締役社長 梶 原 健

第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://s-cs-c.com/>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR」「IRライブラリー」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「CS-C」又は「コード」に当社証券コード「9258」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年12月21日（木曜日）午後6時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2023年12月22日（金曜日）午前10時
（開催時刻が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。）
2. 場 所 東京都港区芝浦三丁目12番7号
住友不動産田町ビル 3階
ベルサール田町 ROOM2
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）
3. 目的事項
報告事項 第12期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）事業報告及び
計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役1名選任の件
第2号議案 当社取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬（譲渡制限付株式報酬）の付与のための報酬決定の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
 - (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

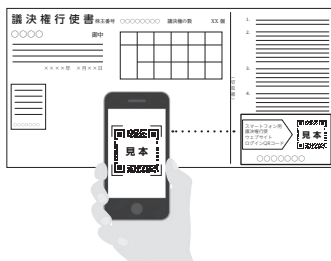
-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎ 会社法改正により、電子提供措置事項については、掲載している各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次にあげる事項については、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載していません。
 - ・計算書類「株主資本等変動計算書」「個別注記表」従いまして、当該書面に記載しています計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

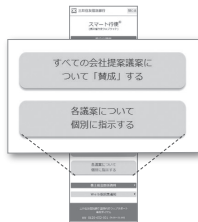
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

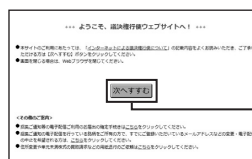
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法等がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2022年10月1日から
2023年9月30日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度（2022年10月1日から2023年9月30日まで）において、当社のクライアントが属するローカルビジネス(*1)業界は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「5類」に引き下げられ人出が増加したことにより、来店客数の増加が見られ、緩やかながら回復基調が続いています。2023年8月には中国政府が日本への団体旅行を解禁したこともあり、インバウンド（訪日外国人旅行）の需要も本格的に回復し始め、さらなる追い風を受けています。

一方で、コスト増や慢性的な人手不足、生活様式の変化による需要減少などの課題が残り、ローカルビジネス業界の経営環境は、依然として不透明な状況が続いています。

このような環境下で、今後ローカルビジネス業界が本格的な復活を遂げるためには、コスト削減や店舗の生産性向上に加え、マーケティングにより他店舗との差別化（価格競争に巻き込まれない独自性の確立）を行い、収益性を高めていくことが求められています。しかしながら、ローカルビジネス業界は中小企業が多く、ノウハウや人手が不足しやすいため、年々多様化するマーケティング手法に適切に対応することは困難であり、経営や店舗運営の効率化に貢献するマーケティングのDX(*2)化が必要不可欠とされています。

当社の主力サービスであるSaaS型統合マーケティングツール「C-mo」は、ローカルビジネス業界の課題である生産性向上とマーケティングのDX化に貢献できるサービスであると確信しています。「C-mo」の提供先を拡大することで、当社のビジョンである「店舗、街・地域、国の活性化」を実現することができると考え、店舗マーケティングのDX化を推進する「C-mo」の新機能の開発と販路拡大に努めてまいりました。

販路拡大の具体的な施策といたしましては、当社の新規受注の約8割を占める、アライアンス先の拡大や関係性の強化を行ってまいりました。同時に、SNS・オウンドメディアの運用やウェビナーの開催、イベントブースへの出展など、直販体制での新規顧客の開拓、当社サービスの認知拡大施策にも積極的に取り組んでまいりました。それらが奏功し、2023年9月末時点の「C-mo」の取引店舗数は4,425店舗と増加傾向にあります。

その結果、当事業年度の経営成績は、売上高2,428,016千円（前年同期比11.3%増）、営

業利益222,412千円（同8.6%減）、経常利益224,104千円（同7.9%減）、当期純利益147,901千円（同0.4%減）となりました。

なお、当期末の剰余金の配当につきましては、今後現行事業及び新規事業の展開に向けた投資を行うことにより、収益の安定性を高め、経営基盤の強化を図っていく必要があると考えていることから、無配とさせていただきます。株主様のご理解を賜りたく、お願い申し上げます。

用語解説

(*1)ローカルビジネス

個人事業主や中小企業を中心とした、地域に根付いた店舗ビジネスの総称。グルメ・ビューティー・トラベル等のジャンルがある。

(*2)DX

デジタルトランスフォーメーション（Digital Transformation）の略。企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革すると共に、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

② 設備投資の状況

当事業年度における設備投資総額は184,559千円であり、ソフトウェアの開発費184,559千円であります。

また、当事業年度において重要な影響を及ぼす設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

該当する事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 9 期 (2020年9月期)	第 10 期 (2021年9月期)	第 11 期 (2022年9月期)	第 12 期 (当事業年度) (2023年9月期)
売 上 高 (千円)	1,947,704	1,907,963	2,182,083	2,428,016
経 常 利 益 (千円)	63,113	168,278	243,296	224,104
当 期 純 利 益 (千円)	18,266	118,023	148,516	147,901
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	3.65	23.60	24.17	22.50
総 資 産 (千円)	863,857	1,041,154	2,631,321	2,775,129
純 資 産 (千円)	470,725	588,748	2,152,235	2,302,114
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	93.86	117.46	327.44	349.95

- (注) 1. 当社は、2021年8月16日開催の取締役会決議により、2021年9月1日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っております。第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
2. 第11期の期首より、当社は「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社のクライアントが属するローカルビジネス業界は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「5類」に引き下げられ人出が増加したことにより、来店客数の増加が見られ、緩やかながら回復基調が続いています。2023年8月には中国政府が日本への団体旅行を解禁したこともあり、インバウンド（訪日外国人旅行）の需要も本格的に回復し始め、さらなる追い風を受けてはいるものの、コスト増や慢性的な人手不足、生活様式の変化による需要減少などの課題が残り、ローカルビジネス業界の経営環境は、依然として不透明な状況が続いています。

また、ローカルビジネス業界は、参入障壁が低く店舗過多になりやすいことから、マーケティングで差別化する必要性があるものの、中小企業が多く資本金・人材・ノウハウ不足によりマーケティングのDX化が遅れているという課題も引き続き抱えております。

当社をとりまく環境といたしましても、労働需給のひっ迫により人材確保の優先順位が高いクライアントが多く見受けられ、現時点ではマーケティング需要の完全復活には至っておりません。

ローカルビジネス業界を取り巻く環境が大きく変化する中、当社は、「かかわるC(*3)に次のステージを提供し、笑顔になっていただく」をミッションに、「マーケティング、テクノロジー、コンサルティングスキルを武器とし、ローカルビジネスの活性化を通じて、消費者に日々の楽しみを提供し、店舗、街・地域、国が活性化されている状態。」「公益資本主義(*4)の浸透により、ビジネスと社会貢献が両立する世界が確立している状態。」の2つのビジョンを掲げ、世界をよりステキに、より笑顔にすることに貢献し、たくさんの「ありがとう」を生み出し続ける会社になることを目指しております。

用語解説

(*3)かかわるC

CLIENT（クライアント）、COUNTRY・COMMUNITY（国・地域）、CONSUMER（消費者）、CHILDREN（子供）の5つを指す。

(*4)公益資本主義

世の中の不均等を是正することを目的とし、会社経営で得た利益の一部を社会の課題解決へ再配分するという考え方。

当社におきましては、上記の環境を認識した上で、これらのビジョンを具現化するため、以下の課題に取り組む所存であります。

① 既存事業の収益の拡大

現事業の持続・発展のためには、継続的なサービスの改善、安定的なサービスの提供、クライアント企業との信頼性向上が必須であると考えております。

「C+」については、コンサルタントの接遇面・技術面での教育体制強化によるサービスの質の向上、グルメ業界、ビューティー業界以外のローカルビジネスへの積極的なサービスの横展開等により、収益基盤の拡大を行ってまいります。

また、「C-mo」については、継続的なシステムの機能強化・改善・改良を実施するとともに、増加するクライアント企業へのサポートの体制づくりが必須であるため、カスタマーサクセス（「C-mo」サポート担当）の積極的な教育体制強化及び採用活動を実施してまいります。

② 知名度の向上

当社は、収益基盤強化のため、Webマーケティングのトータルサポート「C+」及びSaaS型統合マーケティングツール「C-mo」の知名度の向上を図ることが必要であり、知名度の向上は新規の顧客開拓や優秀な人材の確保に寄与するものと考えております。当社は今後、イベントへの出展、自社ホームページをはじめ、様々なメディアを使った情報発信を強化することにより、知名度向上を目指してまいります。

③ 新規事業及び新規サービスによる収益基盤の拡大

当社は、急激な事業環境の変化に対応し、競合他社に比して更なる収益拡大を図るために、事業規模の拡大と新たな収益源の確保が必須であると考えております。このために、クライアント企業及び消費者の潜在需要をいち早く読み取り、新規事業及び新規サービスの開発に積極的に取り組むことで、更なる収益基盤の拡大を行ってまいります。

④ システムのセキュリティ管理体制と安定化

当社の展開する事業は、Webマーケティングに係るシステムのセキュリティ管理体制の構築が重要であり、市場環境の変化に対応したセキュリティ管理体制の維持・構築・整備を継続的に進めてまいります。

また、更なるクライアントの増加や新規事業等に伴うアクセス数の増加に備え、サーバー設備の増強や負荷分散を推進する等の対策が必要となります。当社は、これら対策の重要性を認識した上で、今後も継続的な維持管理を行い、システムの安定化に取り組んでまいります。

⑤ 人材の確保

当社が今後更に事業を拡大していくためには、優秀な人材の確保と育成が必要不可欠であると考えております。当社としましては、採用における競争力の強化を図るために、魅力ある職場環境を構築いたします。従業員の能力やモチベーション向上に資するため、教育研修制度の強化、福利厚生充実、人事制度の整備・運用を進めてまいります。

⑥ 内部管理体制の強化

当社が更なる事業拡大、継続的な成長を遂げるためには、コンプライアンス体制の強化と、確固たる内部管理体制構築を通じた業務の標準化と効率化の徹底を図ることが重要であると考えております。当社としましては、健全な企業経営に不可欠なコンプライアンス意識を醸成すべく、制度が従業員に十分浸透し定着するよう、継続的な取り組みを推進してまいります。

また、内部統制の環境を適正に整備し、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させることによって、内部管理体制の強化を図り、企業価値の最大化に努めてまいります。

⑦ グローバル展開への対応

当社は、今後の収益拡大を目指す上で、グローバルな事業展開への対応が必要不可欠であると考えております。グローバルな事業展開を本格化する上で、諸外国におけるマーケティング手法の確立に努めるべく、現地の需要の調査を行い、必要に応じてコンサルティング会社を利用することや、M&Aを行うことを検討しており、日本だけにとどまらないグローバルな事業展開を積極的に実施してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年9月30日現在)

当社はローカルビジネスDX事業の単一セグメントであり、「C-mo」「C+」「デジタル広告」の3つのサービスを展開しております。

サービス区分	サービス内容
C-mo	ニーズ調査から新規客獲得、固定客化までを「ワンストップ」提供するSaaS型統合マーケティングツール
C+	デジタルマーケティングのプラン策定から実際の実行、効果検証までをトータルサポートするコンサルティングサービス
デジタル広告	主に、クライアントの集客力アップや企業のブランド認知度向上に繋がる、GoogleやYahoo!、SNS等の広告運用サービス

(6) 主要な営業所及び工場 (2023年9月30日現在)

本 社	東京都港区
東 京 支 社	東京都港区
大 阪 支 社	大阪府大阪市中央区

(7) 使用人の状況 (2023年9月30日現在)

当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
155 (45) 名	4名増 (3名増)	29.9歳	3.2年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年9月30日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 り そ な 銀 行	15,014千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 株式の状況 (2023年9月30日現在)

(1) 発行可能株式総数 20,000,000株

(2) 発行済株式の総数 6,572,800株

(3) 株主数 2,853名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社スマイルプラス	3,000,000株	45.6%
梶原 健	1,353,000株	20.6%
株式会社日本カストディ銀行	321,300株	4.9%
auカブコム証券株式会社	129,600株	2.0%
株式会社SBI証券	102,900株	1.6%
松井証券株式会社	92,500株	1.4%
マネックス証券株式会社	68,050株	1.0%
上田八木短資株式会社	39,500株	0.6%
株式会社スペース紙化	27,500株	0.4%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	26,400株	0.4%

(注) 自己株式は保有しておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当する事項はありません。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2023年9月30日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	梶原 健	株式会社スマイルプラス 代表取締役
取締役	森田 大輔	コンサルティング本部長 兼 新規事業開発本部長 兼 営業本部管掌
取締役	宇田川 政幸	開発本部長
取締役	河野 圭介	HR本部長
取締役	林 宏一	管理本部長
取締役	福田 貴史	グランディール株式会社 代表取締役 株式会社ビジュアライズ 社外監査役 株式会社GIG 取締役 株式会社グローバー 取締役
常勤監査役	金田一 喜代美	平安レイサービス株式会社 社外監査役
監査役	中山 茂	TMI 総合法律事務所 弁護士 Atlas Technologies株式会社 社外監査役
監査役	山口 満	株式会社山口 取締役 CPAパートナーズ株式会社 代表取締役 山口公認会計士事務所 所長 株式会社キュア・アップ 社外監査役 TAXパートナーズ税理士法人 代表社員 株式会社 Matchbox Technologies 社外監査役 株式会社遺伝子治療研究所 社外監査役

- (注) 1. 取締役福田貴史氏は、社外取締役であります。
2. 2023年10月1日付で取締役の地位及び担当を次のとおり変更しております。
- ・森田大輔氏は、コンサルティング本部長 兼 新規事業開発本部長 兼 営業本部管掌からコンサルティング本部長に就任いたしました。
 - ・河野圭介氏は、HR本部長から営業推進本部長に就任いたしました。
3. 常勤監査役金田一喜代美氏、監査役中山茂氏、山口満氏は、社外監査役であります。
4. 常勤監査役金田一喜代美氏及び監査役山口満氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役金田一喜代美氏は、税理士の資格を有しております。
 - ・監査役山口満氏は、公認会計士の資格を有しております。
5. 2022年12月22日開催の第11期定時株主総会終結の時をもって、宮崎光二氏は常勤監査役を辞任いたしました。

6. 当社は、社外取締役福田貴史氏、常勤監査役金田一喜代美氏、社外監査役中山茂氏、社外監査役山口満氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く2023年9月30日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執行役員	石 黒 博 和	営業部長
執行役員	金 城 一 樹	経理部長
執行役員	向 田 光 裕	経営戦略本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び監査役とも会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

なお、当該限定責任が認められるのは、当該社外役員が責任の原因となった職務執行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の全取締役及び監査役であります。当該保険の保険料は全て当社が負担しており、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金等を当該保険契約により填補することとしておりますが、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意又は重過失に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由を設けております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2019年9月25日開催の臨時株主総会決議により、取締役の報酬等の上限は年額200,000千円（当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名）、監査役の報酬額の上限は年額50,000千円（当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名）としております。

② 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の報酬等につきましては、取締役会の決議により、代表取締役社長梶原健に一任しております。代表取締役社長に一任している理由は、当社の企業規模、業績等を勘案し、代表取締役社長に一任することが適切であり、また、専権事項であるとの認識によるものであります。

代表取締役社長は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、各取締役の職位や職務執行に対する評価、会社業績等を総合的に勘案し、個人別の支給額を決定しております。社外取締役については、当社の期待する役割・職務、当該社外取締役の有する専門性や知見を踏まえ、また、同じく独立役員として届け出している社外監査役とのバランスも考慮して決定しております。

なお、取締役の報酬は現金による固定報酬として支給しており、業績連動報酬は採用しておりません。

取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

また、監査役の報酬等につきましては、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況等を勘案し、監査役の協議により決定しております。

今後の予定としましては、役員報酬の透明性を高めるため、任意の指名・報酬諮問委員会を設置し、役員報酬決定プロセスを定める予定であります。取締役の報酬等の額は、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、任意の指名・報酬諮問委員会が取締役会にて答申した取締役の報酬体系、及び報酬決定の方針に基づき決定を行う予定であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長である梶原健に対し、各取締役の担当部門の役割、業績等を踏まえた賞与の評価配分基本報酬額の決定を委任しております。委任した理由は、当社の企業規模、業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

④ 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	90,567 (3,000)	90,567 (3,000)	—	—	6 (1)
監査役 (うち社外監査役)	12,950 (12,950)	12,950 (12,950)	—	—	4 (4)
合計 (うち社外役員)	103,517 (15,950)	103,517 (15,950)	—	—	10 (5)

- (注) 1. 上表には、2022年12月22日開催の第11期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名(うち社外監査役1名)を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 当社は、業績連動報酬等を支給しておりません。
4. 上記には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額として次の金額を含んでおります。
- ・ 監査役1名 600千円 (うち社外監査役1名 600千円)

⑤ 当事業年度において支払った役員退職慰労金

2022年12月22日開催の第11期定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した監査役に支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

監査役1名 600千円 (うち社外監査役1名 600千円)

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役福田貴史氏は、グランディール株式会社の代表取締役、株式会社ビジュアライズの社外監査役、株式会社GIGの取締役、株式会社グローバーの取締役であります。当社との間には特別な関係はありません。

常勤監査役の金田一喜代美氏は、平安レイサービズ株式会社の社外監査役であります。当社との間には特別な関係はありません。

社外監査役中山茂氏は、TMI総合法律事務所の弁護士及びAtlas Technologies株式会社の社外監査役であります。当社は、TMI総合法律事務所に顧問弁護士業務を依頼しております。

す。Atlas Technologies株式会社と当社との間には特別な関係はありません。

社外監査役山口満氏は、株式会社山口の取締役、CPAパートナーズ株式会社の代表取締役、山口公認会計士事務所の所長、株式会社キュア・アップの監査役、TAXパートナーズ税理士法人の代表社員、株式会社 Matchbox Technologiesの監査役、株式会社遺伝子治療研究所の監査役であります。当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 福田 貴史	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席しました。様々な企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに取締役会において、適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役 金田一 喜代美	2022年12月22日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回及び監査役会9回の全てに出席しました。税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うほか、監査役会において、監査結果の意見交換、監査役の職務執行に関する重要事項について協議を行っております。
社外監査役 中山 茂	当事業年度に開催された取締役会15回及び監査役会12回の全てに出席しました。弁護士という立場で企業法務の観点から、また、多くの企業の経営相談に携わった経験をもとに取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うほか、監査役会において、監査結果の意見交換、監査役の職務執行に関する重要事項について協議を行っております。
社外監査役 山口 満	当事業年度に開催された取締役会15回及び監査役会12回の全てに出席しました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うほか、監査役会において、監査結果の意見交換、監査役の職務執行に関する重要事項について協議を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,420千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,420千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、決議書、その他取締役の職務の執行に係る情報について、「文書管理規程」に従い、情報類型毎に保存期間・保存方法・保存場所を定め、文書又は電磁的記録の方法により閲覧可能な状態で、適切に管理を行う。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 業務遂行に伴うリスクのうち当社の経営に重大な影響を及ぼし得る主要なリスク（知的財産権、情報、訴訟事件等）について、「リスク・コンプライアンス規程」を定め、個々のリスク管理に係る体制及びこれらのリスクを統合し管理する体制を整備する。
- b. 「リスク・コンプライアンス規程」に有事対応体制について定め、大規模自然災害等の危機発生時における主要業務の継続及び早期復旧の実現を図り、かつ経営基盤の安定と健全性の確保を図る。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回（定時）開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
- b. 当社の取締役の職務分担及び担当部門の分掌業務及び職務権限を適切に配分する。
- c. 当社の重要な業務執行に関する事項について取締役間及び部門長会議で協議し、取締役会の審議の効率化及び実効性の向上を図る。

④ 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令、定款等に適合することを確保するために必要な体制を次のとおり整備する。

- a. 当社は、当社の取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、当社に適用するリスク・コンプライアンス規程等を定め、職制に基づいてこれらの周知及び実践的運用を行う体制を構築する。
- b. 取締役会における取締役の職務執行の状況報告等を通じて当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令等に適合していることを確認する。

- c. 「リスク・コンプライアンス規程」に当社のリスク管理に関する規定を定め、リスク管理に対する役職員に対する周知徹底及び全社横断的な調査・監督指導を行う。
 - d. リスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関わる重要決定事項の通達、実務上の課題の洗い出し並びに問題点の検討を行うとともに、日常的な啓蒙活動等を通じて、全社的なコンプライアンス活動を推進する。
 - e. 財務計算に関する書類その他の情報の適正を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の整備を行う。
 - f. 役職員は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、不当な要求を受けた場合には、警察等の外部専門機関とも連携し、毅然とした態度で臨む。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 内部監査担当者が協力するとともに、監査業務に必要な補助すべき特定の使用人の設置が必要な場合、監査役はそれを指定できるものとする。
- ⑥ 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- a. 当社の取締役及び使用人は、監査役及び監査役会に対して、法定の事項に加え次に定める事項を報告する。
 - (a) 会社経営に重大な影響を及ぼすおそれのある事項
 - (b) 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - (c) 重大な法令・定款違反
 - (d) その他コンプライアンス上重要な事項

当社は、当該報告を監査役へ報告した者に対して、その報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。
 - b. 監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席し、意見を表明する。
 - c. 監査役及び監査役会は、その職務を遂行するために必要と判断するときは、いつでも取締役及び使用人に報告を求めることができるほか、取締役及び使用人から個別に職務執行状況を聴取することができる。

d. 監査役が取締役の職務の執行に関して意見を表明し、又はその改善を勧告したときは、当該取締役は、指摘事項への対応の進捗状況を監査役に適宜報告する。

⑦ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役がその職務の執行につき、当社に対して費用の前払等の請求をしたときは、当社は請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務の処理を行う。

⑧ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a. 取締役は、監査役の業務の遂行にあたり、本社各部門及び支店に立ち入り、重要な取引先等の調査、また、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境の提供、その他の事項について監査役が協力を求める場合は、可能な限り他の業務に優先して監査役に協力する。

b. 監査役は必要に応じて各種会議、打合せ等に出席することができる。

c. 監査役会は監査内容について情報交換を行うため、内部監査人及び会計監査人と連携を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社のリスク管理の方針を「リスク・コンプライアンス規程」に定め、業務の適正を確保するための体制を構築するとともに、当社の内部監査部門による内部監査規程に基づく監査を実施することにより、当社の業務の適正を確保しております。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社では、株式会社の支配に関する基本方針については、特に定めておりません。

貸借対照表

(2023年9月30日現在)

(単位：千円)

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,255,107	流 動 負 債	462,480
現金及び預金	2,065,878	買掛金	46,851
売掛金	149,068	1年内返済予定の長期借入金	9,996
前払費用	44,153	未払金	253,520
その他	9,527	未払法人税等	21,704
貸倒引当金	△13,520	未払消費税等	19,321
固 定 資 産	520,021	契 約 負 債	90,363
有 形 固 定 資 産	23,189	預 り 金	11,891
建 物	21,243	そ の 他	8,830
工具、器具及び備品	1,946	固 定 負 債	10,534
無 形 固 定 資 産	350,686	長 期 契 約 負 債	5,516
ソフトウェア	264,603	長 期 借 入 金	5,018
ソフトウェア仮勘定	86,083	負 債 合 計	473,015
投資その他の資産	146,145	純 資 産 の 部	
敷金及び保証金	63,727	株 主 資 本	2,300,136
長期貸付金	2,735	資 本 金	758,185
繰延税金資産	20,728	資 本 剰 余 金	758,241
その他	58,954	資 本 準 備 金	708,241
		そ の 他 資 本 剰 余 金	50,000
		利 益 剰 余 金	783,710
		そ の 他 利 益 剰 余 金	783,710
		繰 越 利 益 剰 余 金	783,710
		新 株 予 約 権	1,977
		純 資 産 合 計	2,302,114
資 産 合 計	2,775,129	負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,775,129

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年10月 1日から
2023年 9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,428,016
売 上 原 価		856,937
売 上 総 利 益		1,571,079
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,348,666
営 業 利 益		222,412
営 業 外 収 益		
販 売 協 賛 金	158	
助 成 金	240	
違 約 金 収 入	1,155	
そ の 他	482	2,036
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	343	343
経 常 利 益		224,104
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	3,140	3,140
税 引 前 当 期 純 利 益		220,964
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	57,802	
法 人 税 等 調 整 額	15,260	73,063
当 期 純 利 益		147,901

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2023年11月20日

株式会社CS-C
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	和田 磨紀郎	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田村 知弘	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社CS-Cの2022年10月1日から2023年9月30日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年10月1日から2023年9月30日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と、適時オンライン会議等のリモート監査手法を活用しながら意思の疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において事務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び太陽有限責任監査法人から、当該内部統制の整備運用状況と評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に関わる事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 追記事項

該当事項はありません。

2023年11月20日

株式会社CS-C 監査役会

常勤監査役
(社外監査役) 金田一 喜代美 ㊞

監査役
(社外監査役) 中山 茂 ㊞

監査役
(社外監査役) 山 口 満 ㊞

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役1名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任されます取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数 (2023年9月30日時点)
むこうだ みつひろ 向田 光裕 (1988年3月1日)	2012年2月 有限責任監査法人トーマツ入所 2014年5月 シティグループ証券株式会社入社 2020年9月 株式会社MATCHA入社 2021年6月 エクストリーム-D株式会社入社 執行役員 2022年5月 株式会社fundbook入社 執行役員 2022年8月 同社 取締役 2023年5月 当社入社 2023年6月 当社 執行役員 (現任)	一株
<p>【選任理由】</p> <p>向田光裕氏を取締役候補者とした理由は、同氏は監査法人での監査業務及び外資系証券会社にてM&A、ファイナンス及びIR案件に従事した後、多数の事業会社においてCFO（最高財務責任者）を歴任しております。経営全般に関する豊富な経験と知見を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現への貢献が期待できると判断し、取締役候補としております。</p>		

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することになる損害賠償金等の損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、故意又は重過失に起因する場合を除く）。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 当社取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬（譲渡制限付株式報酬）の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の基本報酬等の額は、2019年9月25日開催の臨時株主総会において、年額200,000千円以内としてご承認をいただいております。

今般、当社は役員報酬制度の見直しを行うこととし、当社取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対し、当社企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、中長期的な企業価値向上に向けた取り組みや株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、既存の報酬枠とは別枠で以下のとおり譲渡制限付株式報酬制度を導入することとしたく、ご承認をお願いいたく存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は、金銭報酬債権といたします。対象取締役に支給する本制度に係る金銭報酬債権の総額は、年額90,000千円以内といたします。また、対象取締役は、取締役会決議に基づき、本制度により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年200,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする、当社の普通株式の無償割当てを含む株式分割又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。）といたします。

また、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額とされない範囲において、取締役会において決定いたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

本制度は、以下の「本制度の概要」に記載のとおり上記の目的に沿うよう設計されているため、その内容は相当なものであると考えております。

なお、本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終了後の取締役会において、取締役の報酬等の内容に係る決定方針を変更することを予定しております。本報酬額改定は、当該変更後の方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるために必要かつ相当な内容であると判断しております。

また、現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）ですが、第1号議案が原案通り承認可決された場合、当社の取締役の員数は7名（うち社外取締役1名）となり、本制度の対象となる取締役は6名であります。

【本制度の概要】

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を付与するために金銭報酬債権を支給し、この金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることで、対象取締役に当社普通株式を発行又は処分(以下「交付」といいます。)し、かつ、交付した株式に一定期間の譲渡制限を付した上でこれを保有させるものです。

本制度に基づく当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結するものとします。

1. 譲渡制限期間

対象取締役は、本譲渡制限付株式の払込期日から3年以上で当社の取締役会が定める日までの期間(以下「譲渡制限期間」という。)本割当契約により割り当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

2. 譲渡制限の解除

対象取締役が譲渡制限期間の開始日以降、継続して当社の取締役その他当社の取締役会で定める一定の地位にあったことを条件として、そのすべての株式について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役その他当社の取締役会で定める一定の地位を喪失した場合、譲渡制限を解除する株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

3. 本割当株式の無償取得

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が正当と認める理由以外の理由により取締役その他当社の取締役会で定める一定の地位を退任した場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。

4. 組織再編等における取扱い

上記1.の定めに関わらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日

から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除することができるものとする。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

5. その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

【ご参考】

本株主総会にて対象取締役に対する本制度の導入についてご承認いただけた場合、当社の執行役員及び従業員に対しても同様の制度を導入する予定です。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区芝浦三丁目12番7号
住友不動産田町ビル 3階
ベルサール田町 ROOM2
TEL 03-5730-1110



<交通>

JR田町駅 (山手線、京浜東北線) 芝浦口 (東口) 徒歩5分
地下鉄三田駅 (都営浅草線、都営三田線) A4出口 徒歩7分